

指導資料

郷土教育 第7号



鹿児島県総合教育センター
令和4年4月発行

対象
校種

中学校
高等学校
特別支援学校



鹿児島県の県域はどのように確定したのか

郷土教育においては郷土の歴史や文化を見つめ直し、郷土に対する理解と関心を深め、ふるさとを愛する態度を育むことが期待される。そこで、本県の県域の変遷と戦後の分断についての時系列の資料(略地図)を提供し、郷土に対する理解と関心を深める授業に寄与したい。

1 「はいほん ちげん廃藩置県」後の経過の考察

鹿児島県内の学校において、社会科・地理歴史科(日本史)等の授業で幕末から明治維新を取り扱う時間は、生徒の興味・関心を急激に高めるであろうことは想像に難くない。西郷隆盛、大久保利通をはじめとした鹿児島の下級武士が徳川幕府を倒し、明治維新を成し遂げるとともに、近代国家を創り上げていった歴史の学習は、鹿児島県民として、郷土の先人の功績に思いを致す時間ともなる。

しかし、歴史の学習では先人の功績を「教訓」や「教え」としての側面から理解する(させる)だけでは十分でなく、史料から読み取れる事実を積み上げ、歴史事象の「経過」や「関連」、「意味」、「意義」などについて科学的に考察する(させる)ことが重要である。

廃藩置県後、数度に渡って府県統合が行われ、多くの県は複数の旧大名領で最終的に一つの県を構成することになった。その中で鹿児島県は旧大名領が分割されて成立した全国的に見て珍しい県であると言える。本稿では明治時代における廃藩置県の一連の改革に着目し、本県における県域の変遷を資料(略地図)で示すことにより郷土教育及び社会科・地理歴史科等の授業計画に寄与したいと考える。

2 戦後の県域の変化についての考察

(1889年)明治22年までに3府43県(1道)の府県域がおおむね定まり現在に至っている。太平洋戦争後に日本が放棄した台湾などの領土を除外すると、鹿児島県は昭和時代に県域が変わった珍しい県であると言える。これは、北緯30度以南の南西諸島(トカラ列島及び奄美群島)がアメリカを中心とする連合国によって分離されたためである。同地域はのちに日本に返還されたが、数年間は日本国政府の管轄ではなく、従って鹿児島県庁が管轄する地域でもなかった。そして沖縄県は県全体が(1972年)アメリカの統治下にあった。昭和47年5月15日に沖縄県が日本に復帰したことは授業で取り扱われるが、鹿児島県の南西諸島の日本復帰については、よほど深い学びをしない限り取り扱われることはないのではないだろうか。鹿児島県域の一部が戦後に分離されていたという事実を風化させないためにも、本県の郷土教育においては取り扱っておきたい内容である。

次頁以降に鹿児島県域の変遷についての概要を述べ、最終頁に市町村の変遷についての模式図を掲載するので、総合的な学習(探究)の時間や社会科・地理歴史科の授業で参考資料として活用していただければ幸甚である。

3 明治時代における鹿児島県域の変遷

慶応4年(明治元年)閏4月21日、明治政府は政体書で旧幕府領及び新政府に敵対した大名領を直轄地にして「府・県」を置くとともに、その他の大名領を「藩」とした(府藩県三治制)。明治2年1月20日、薩長土肥の4大名が明治天皇へ版(土地)と籍(人民)の返還(版籍奉還)を願う上表を連名で提出した*1。これを契機に他の大名も続々と上表を提出した。版籍奉還は明治2年6月17日に勅許され、鹿児島藩は旧大名であった島津忠義が引き続き知藩事として治めた(資料1)。

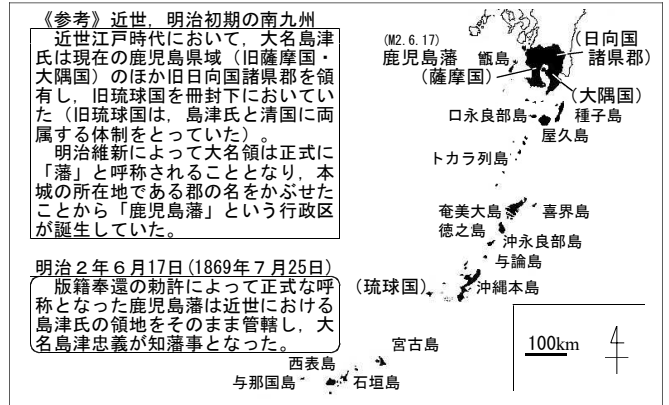
版籍奉還後も諸藩における知藩事(旧大名)の権力が依然として強かったため、新政府は明治4年7月14日、廃藩置県の詔を発した*2。廃藩置県によって全国に3府302県が設置され、政府から県令*3が派遣された。これにより鹿児島藩は鹿児島県となった(資料2)。

明治4年9月4日に佐賀県と厳原県が統合し、伊万里県となった。この統合を皮切りに、10月28日から11月22日までの間に多くの府・県が順次統合していった。南九州では鹿児島県が明治4年11月14日に旧薩摩国一円と旧大隅国熊毛郡・馭謨郡及び旧琉球国に縮小された。それまで鹿児島県域であった旧大隅国と旧日向国諸県郡には新たに都城県を設置し、一部は美々津県に移すなど、全国的統合の動きとは逆に県域が分割縮小された(資料3)。

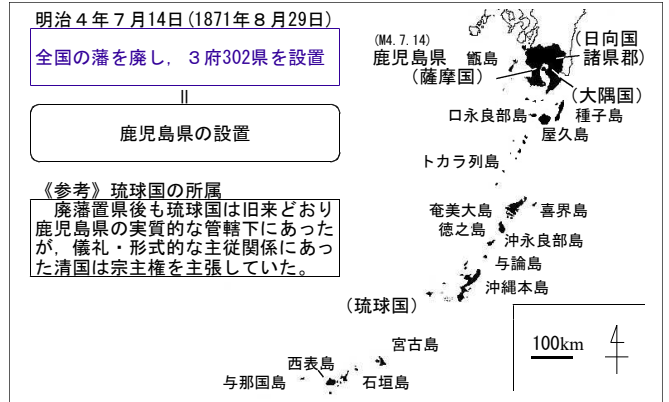
明治5年5月15日、都城県のうち、始良郡と菱刈郡及び桑原郡栗野郷・横川郷を鹿児島県に併合した。また、明治5年9月14日、政府は琉球国を廃止して琉球藩*4を設置、鹿児島県から分立した。さらに、明治6年1月15日、都城県を廃止し、同県が管轄していた旧大隅国は全て鹿児島県に戻すとともに、旧日向国に新たに宮崎県を設置した(資料4)。

*1 上表に「毛利宰相中将、島津少将、鍋島少将、山内少将」の連署がある。
 *2 平成30(2018)年12月、鹿児島県は、7月14日を「県民の日」に制定した。
 *3 初代は大山綱良(参事→県令)。県令は1886年に県知事に名称変更された。
 *4 琉球国王尚泰を琉球藩王とした。この頃、本土では既に藩が廃されていた。

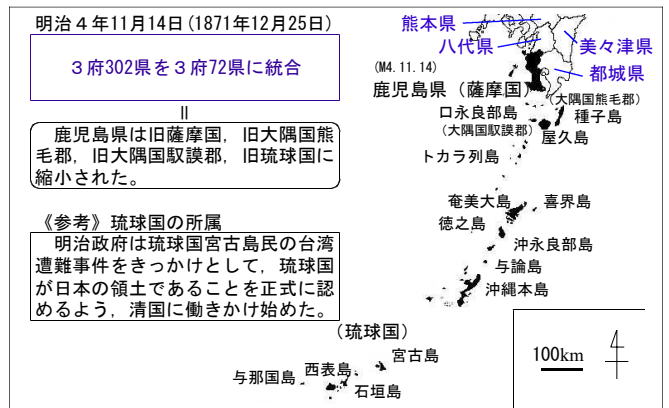
資料1 版籍奉還



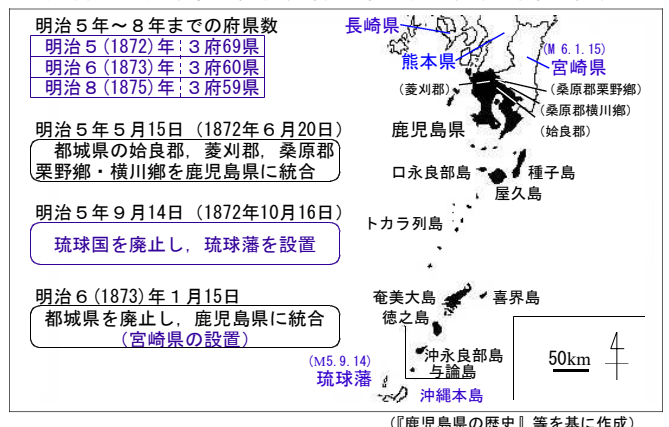
資料2 廃藩置県、鹿児島県の設定



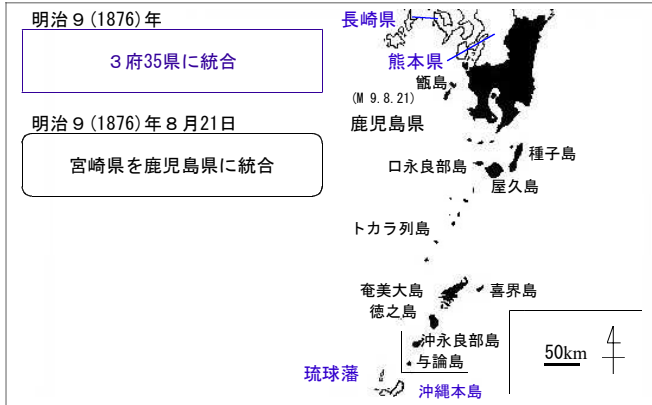
資料3 都城県の設置



資料4 琉球藩の設置、都城県の廃止、宮崎県の設定

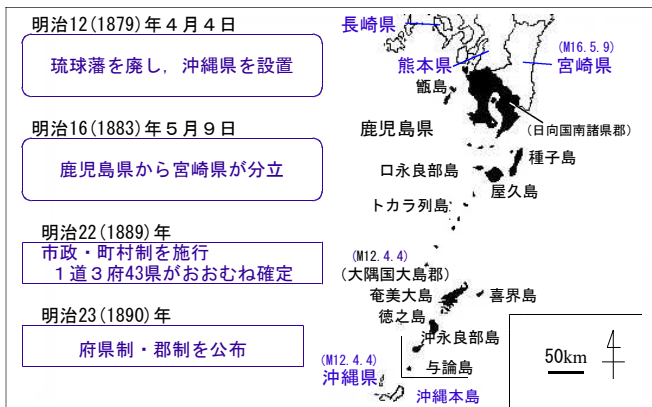


資料5 宮崎県の鹿児島県への統合



『鹿児島県の歴史』等を基に作成

資料6 沖縄県の設置と宮崎県分立再置



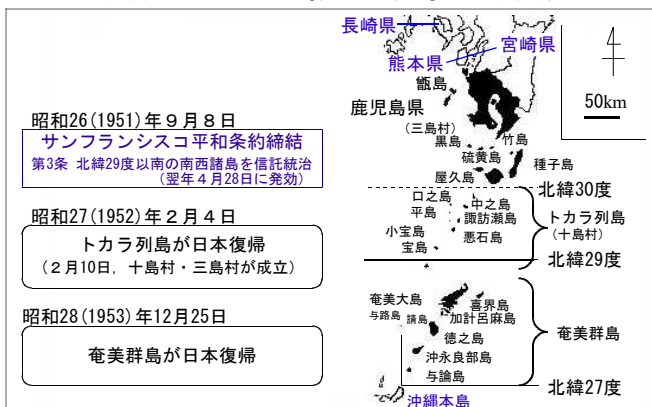
『鹿児島県の歴史』等を基に作成

資料7 太平洋戦争後の連合国軍による占領



『奄美返還と日米関係』等を基に作成

資料8 トカラ列島、奄美群島の日本復帰



『奄美返還と日米関係』等を基に作成

(1876年) 明治9年、いくつかの府県が改めて統合され3府35県となった。この一環で、南九州では8月21日に宮崎県を鹿児島県に統合したため、宮崎県は一時的に消滅した(資料5)。

(1879年) 明治12年4月4日、政府は琉球藩を廃し沖縄県を設置した。この時、奄美群島は太政官通達により大隅国(大島郡)に編入された。旧宮崎県域では西南戦争後に鹿児島県からの分県運動を展開していたが、明治16年5月9日、宮崎県が分立再置された。この時、旧日向国諸県郡は南北に分けられ、北諸県郡(現在の都城市など)は宮崎県の管轄となった。一方、南諸県郡(現在の志布志市など)は鹿児島県に残留し、県域が確定した(資料6)。

4 昭和時代における鹿児島県域の変遷

(1945年) 昭和20年9月2日、太平洋戦争降伏文書の調印により、日本全土が連合国軍に占領された。続いて昭和21年1月29日、連合国が北緯30度以南の南西諸島を日本から分離することを決定し2月2日に発表した*5。同年10月3日には臨時北部南西諸島政庁が成立し十島村南七島と奄美群島を管轄した。この政府(のち奄美群島政府に改称)は日本政府とは別の政府としてアメリカの施政下にあった(資料7)。

(1951年) 昭和26年9月8日締結のサンフランシスコ平和条約で北緯29度以南の南西諸島が信託統治されることになった。これにより昭和27年2月4日、トカラ列島が日本へ復帰し、十島村が成立した。同年4月1日奄美群島政府が廃止され、琉球中央政府の奄美地方庁となった。この頃から奄美群島の祖国復帰運動が激しくなり、昭和28年8月8日、アメリカは奄美群島を日本に返還する声明*6を出した。同年12月25日、ついに奄美群島が日本に復帰し、現在の鹿児島県域が確定した(資料8)。

*5 この指令は「二・二布告」と呼称され、南西諸島の人々に衝撃を与えた。この声明を「ダレス声明」と言う。クリスマス・プレゼントと伝えられた。

*6 一引用・参考文献

- 児玉幸多編『日本史年表・地図』2021年第27版、吉川弘文館
- 原口泉ほか『鹿児島県の歴史』2011年第2版、山川出版社
- ロバート・D・エルドリッチ『奄美返還と日米関係』2003年、南方新社
- 黒川雄一ほか『日本歴史大事典』2001年初版第1刷、小学館
- 宇野俊一ほか『日本全史(ジャパ・クロニク)』1994年第3版、講談社

【資料9】 鹿児島県における市町村の変遷（明治22(1889)年4月1日の市町村制施行後）

明治	大正	昭和	平成	令和
鹿児島市(M22.4.1)	[第一次編入(M44.9.30)第二次編入(T9.10.1)第三次編入(S9.8.1)第四次編入(S25.10.1)]			
谷山村(M22.4.1)	谷山町(T13.9.1)	谷山市(S3210)	(S42.4.29合併)	
吉田村(M22.4.1)		吉田町(S47.11.1)		
西桜島村(M22.4.1)		桜島町(S48.5.1)		(H16.11.1合併)
喜入村(M22.4.1)		喜入町(S31.10.15)		
上伊集院村(M22.4.1)		松元町(S35.3.16)		
郡山村(M22.4.1)		郡山町(S31.9.30)		
東市来村(M22.4.1)		東市来町(S12.4.1)		
中伊集院村(M22.4.1)	伊集院町(T11.4.1)	[下伊集院村の一部を合併(S31.9.30)]		
日置村・吉利村(M22.4.1)		[下伊集院村の一部を合併(S31.9.30)]		
伊作村・永吉村(M22.4.1)	伊作町(T11.12.1)	吹上町(S30.4.1)	[伊作町と永吉村が合併]	日置市(H17.5.1)
串木野村(M22.4.1)		串木野町(S10.4.1)	串木野市(S25.10.1)	いちき串木野市(H17.10.11)
西市来村(M22.4.1)		市来町(S12.4.1)		
東南方村(M22.4.1)	枕崎町(T12.7.1)	枕崎市(S24.9.1)		
指宿村(M22.4.1)	指宿町(S8.5.1)	指宿市(S29.4.1)	[今和泉村を合併]	
山川村(M22.4.1)	山川町(S5.5.1)			(H18.1.1合併)
額娃村(M22.4.1)		開聞村(S26.10.1)	開聞町(S30.4.1)	
川辺村・勝目村(M22.4.1)	川辺町(T12.10.13)	額娃村(S25.8.1)		
知覧村(M22.4.1)	知覧町(S7.4.1)	[川辺町と勝目村が合併(S31.9.1)]		南九州市(H19.12.1)
加世田村(M22.4.1)	加世田町(T13.1.1)	加世田市(S29.7.15)	[万世町を編入]	
西加世田村(M22.4.1)	笠沙村(T12.1.1)	笠沙町(S15.11.10)		
西南方村(M22.4.1)		大浦村(S26.4.1)	大浦町(S36.11.1)	
田布施村・阿多村(M22.4.1)		坊津村(S28.10.15)	坊津町(S30.11.1)	
阿久根村(M22.4.1)	阿久根町(T14.1.1)	金峰町(S31.9.30)	[田布施村と阿多村合併]	
上出水村(M22.4.1)	出水町(T6.4.1)	阿久根市(S27.4.1)		
野田村(M22.4.1)		出水市(S29.4.1)	[米ノ津町と合併]	
高尾野村(M22.4.1)	高尾野町(S7.4.1)	野田町(S50.4.1)		(H18.3.13合併)
隈之城村・東水引村・平佐村(M22.4.1)	川内町(S4.5.20)	川内市(S15.2.11)	[江内村と合併(S34.4.1)]	
種脇村(M22.4.1)		種脇町(S15.11.10)		
入来村(M22.4.1)		入来町(S23.10.1)		
上東郷村(M22.4.1)		東郷町(S27.12.1)		
黒木村・蘭牟田村・大村(M22.4.1)		郡答院町(S30.4.1)		薩摩川内市(H16.10.12)
上瓶村(M22.4.1)				
下瓶村(M22.4.1)		鹿島村[下瓶村から分立](S24.4.1)		
宮之城村・山崎村・佐志村(M22.4.1)	宮之城町(T8.7.1)	佐志村と合併(S29.10.15)	[山崎町と合併(S30.4.1)]	
鶴田村(M22.4.1)		鶴田町(S38.4.1)		さつま町(H17.3.22)
永野村(M22.4.1)		薩摩町(S29.12.1)		
西長島村(M22.4.1)		長島町(S35.1.1)		
東長島村(M22.4.1)		東町(S31.7.10)		(H18.3.20)
国分村(M22.4.1)	国分町(T15.4.1)	国分市(S30.2.1)		
溝辺村(M22.4.1)		溝辺町(S34.4.1)		
横川村(M22.4.1)		横川町(S15.4.1)		
牧園村(M22.4.1)		牧園町(S15.4.1)		
東襲山村(M22.4.1)		霧島村(S10.7.10)	霧島町(S33.11.3)	霧島市(H17.11.7)
西国分村(M22.4.1)	隼人町(S4.10.10)	隼人町(S32.4.1)		
西襲山村(M22.4.1)	日当山村(S5.1.1)	隼人日当山町(S29.4.1)		
福山村(M22.4.1)	福山町(S4.11.1)			
大口村(M22.4.1)	大口町(T7.4.1)	大口市(S29.4.1)	[山野町・羽月村・西太良村と合併]	伊佐市(H20.11.1)
菱刈村(M22.4.1)		菱刈町(S15.2.11)	[本城村と合併(S29.7.15)]	
加治木村(M22.4.1)	加治木町(M45.6.1)			
帖佐村・重富村・山田村(M22.4.1)		帖佐町(S17.4.1)	始良町(S30.1.1)	始良市(H22.3.23)
蒲生村(M22.4.1)	蒲生町(S3.11.1)	山田村の一部を編入(S30.1.1)		
栗野村(M22.4.1)	栗野町(S7.4.1)			湧水町(H17.3.22)
吉松村(M22.4.1)		吉松町(S28.2.11)		
鹿屋村(M22.4.1)	鹿屋町(T1.12.31)	鹿屋市(S16.5.27)		
百引村・市成村(M22.4.1)		羅北町(S31.4.1)		(H18.1.1合併)
始良村(M22.4.1)		吾平町(S22.10.15)		
西串良村(M22.4.1)		串良町(S7.5.15)		
垂水村(M22.4.1)	垂水町(T13.12.1)	垂水市(S33.10.1)		
末吉村(M22.4.1)	末吉町(T11.10.1)			
財部村(M22.4.1)	財部町(T15.4.1)			
岩川村(M22.4.1)	岩川町(T13.4.1)			曾於市(H17.7.1)
恒吉村(M22.4.1)		大隅町(S30.1.20)		
志布志村(M24.2)	志布志町(T2.7.1)			志布志市(H18.1.1)
東志布志村(M24.2)		有明町(S33.4.1)		
西志布志村(M24.2)		松山町(S33.4.1)		
大崎村(M22.4.1)		大崎町(S11.1.1)	[野方村の一部編入(S30.4.1)]	
東串良村(M22.4.1)		東串良町(S7.10.1)		
大根占村(M22.4.1)		大根占町(S8.8.1)		錦江町(H17.3.22)
田代村(M22.4.1)		田代町(S36.4.1)		
佐多村(M22.4.1)		佐多町(S22.9.1)		南大隅町(H17.3.31)
小根占村(M22.4.1)		根占町(S16.1.1)		
内之浦村(M22.4.1)		内之浦町(S7.10.1)		肝付町(H17.7.1)
高山村(M22.4.1)		高山町(S7.4.1)		
北種子村(M22.4.1)	西之表町(T14.4.1)	西之表市(S33.10.1)		
中種子村(M22.4.1)		中種子町(S15.1.10)		
南種子村(M22.4.1)		南種子町(S31.10.15)		
上屋久村(M22.4.1)		上屋久町(S33.4.1)		屋久島町(H19.10.1)
下屋久村(M22.4.1)		屋久町(S34.4.1)		
十島村(M41.4.1)		三島村(S27.2.10)		
名瀬村(M41.4.1)	名瀬町(T11.10.1)	*7 分離 十島村(S27.2.10)		
笠利村(M41.4.1)		笠利町(S36.1.1)		奄美市(H18.3.20)
住用村(M41.4.1)				
大和村(M41.4.1)	宇檢村(T6.11.1)			
焼内村(M41.4.1)		古仁屋町(S11.4.1)	瀬戸内町(S31.9.1)	
東方村・鎮西村(M41.4.1)				
龍郷村(M41.4.1)		龍郷町(S50.2.10)		
喜界村(M41.4.1)	早町村分立(T8.4.1)	喜界町(S16.9.13)	[早町村と合併(S31.9.10)]	
魚津村(M41.4.1)		魚津町(S16.12.15)	徳之島町(S33.4.1)	[東天城村合併]
天城村(M41.4.1)	東天城村分立(T6.4.1)		天城町(S36.1.1)	
島尻村(M41.4.1)	伊仙村(T10.6.29)		伊仙町(S37.1.1)	
和泊村(M41.4.1)		和泊町(S16.5.1)		
知名村(M41.4.1)		知名町(S21.9.1)		
与論村(M41.4.1)		与論町(S38.1.1)		

《原口泉氏ら『鹿児島県の歴史』山川出版社の付録 pp.21-29に掲載の資料、各市町村誌、各市町村のホームページ及び関係資料を基に作成》

*7 分離 は日本から分離されアメリカの施政下にあった期間